

中山間地域フォーラム

会則

- 第1条 本会は、中山間地域フォーラムと称する。
- 第2条 本会は、産学官の連携協力により中山間地域に関するネットワークの形成、実証的学際的な政策研究、地域に対する支援活動、都市への情報発信等を行うことにより、中山間地域の再生・振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 研究会及びシンポジウムの開催
 - (2) 地域振興に関する支援・協力
 - (3) 政策提言
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本会の会員は、中山間地域の振興に熱意を持つ個人、法人、地方公共団体等とする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理事 30名以内
 - (4) 監事 2名
- 第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第7条 役員選出は、次のとおりとする。
- (1) 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
 - (2) 理事及び監事は、会員総会において会員の中から選任する。
- 第8条 役員任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、その運営を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
 - (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- 第9条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合は、会長は臨時総会を招集する。
- 第10条 総会においては、次の事項を審議する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 前年度事業報告及び決算報告
 - (3) 新年度事業計画及び予算
 - (4) その他会長が必要と認める事項
- 第11条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 第12条 理事会は、会長が招集し、理事総数の過半数の出席をもって成立する。
- 第13条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の推せんにより、会員の中から運営委員若干名を委嘱することができる。
- 第14条 会長は、理事会の推せんにより、本会の活動に対する指導、助言等を行う顧問若干名を委嘱することができる。
- 第15条 本会の会計年度は、7月1日より翌年6月30日までとする。
- 第16条 本会に事務局を置き、理事会が委嘱する。
- 第17条 本会則は、平成18年7月1日より施行する。